

# ＜重点交付金活用事業 低所得世帯支援枠・推奨事業メニュー①＞ 倶知安町「くらしの価格高騰対策生活給付金」支給事業

## 【事業の概要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を強く受けた町内低所得世帯に対し、これら世帯の生活費の負担軽減を図るために、町内の住民税非課税世帯等に対し電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、価格高騰対策生活給付金を支給します。

## 【支援対象者】

R5. 1. 1 時点で国内に住所を有し、基準日に町内在住で以下①②に該当する世帯の世帯主

- ①令和 5 年度住民税均等割非課税である世帯（非課税世帯）  
（生活保護受給者のいる世帯を含む） **約 1700 世帯**
- ②令和 5 年度住民税均等割課税世帯であるが、基準日時点で家計が急変し、住民税均等割非課税相当の世帯であると判断される世帯（家計急変世帯） **約 20 世帯**

## 【支給要件】

### ①住民税非課税世帯（低所得支援枠）

- 1. 住所要件：基準日時点で、本町に住民登録していること
- 2. 賦課要件：世帯全員が令和 5 年度住民税均等割非課税であること（18 歳以上の未申告者がいる場合は対象外。）

### ②家計急変世帯（推奨メニュー①）

- 1. 住所要件：基準日時点で、本町に住民登録していること
- 2. 賦課要件：令和 5 年度住民税課税世帯で R5. 1. 1 以降家計が非課税相当まで急変したこと（生保受給、離婚など）

【基準日】 **令和 5 年 6 月 1 日**

【支援金の額】 支給要件を満たす世帯 1 世帯につき **30,000 円**

【実施方法】 確認書送付方式及び申請方式

【給付方法】 北洋銀行データ伝送方式による口座振込

## 【流れ】（予定）

- 6 月 12 日 補正予算成立後、要綱制定、システム改修依頼  
北洋銀行データ伝送サービス（口座振込）協定締結
- 6 月下旬 システム改修完了（見込み）
- ～7 月上旬 対象者抽出、発送書類準備、広報・HP 掲載  
確認書初回発行日より申請受付開始
- 7 月下旬 給付金振込（以降 月 2 回の振込実施）
- 9 月上旬 申請期限（約 2 ヶ月の受付期間を確保）
- 9 月末日 最終振込予定
- 12 月 15 日 交付金実績報告（事業完了予定）

## 【予算要求内訳】

※交付金充当率 10/10

### ◆生活給付金等：（歳出）

|     |         |                                             |                               |
|-----|---------|---------------------------------------------|-------------------------------|
| 事業費 | 低所得支援枠  | 51,000 千円                                   | （扶助費 30 千円×1700 件）            |
|     | 推奨メニュー① | 600 千円                                      | （扶助費 30 千円×20 件）              |
| 事務費 | 低所得支援枠  | 946 千円                                      |                               |
|     |         | （需用費 143 千円、役務費 605 千円、負担金・補助金及び交付金 198 千円） |                               |
|     |         |                                             | ※うち負担金 198 千円は 2. 1. 14 で予算要求 |
|     |         | <b>計</b>                                    | <b>52,546 千円</b>              |

### ◆電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（歳入）

|            |     |           |                    |
|------------|-----|-----------|--------------------|
| 低所得支援枠事業費  | 概算分 | 38,241 千円 |                    |
| 低所得支援枠事務費  | 概算分 | 946 千円    |                    |
| 低所得支援枠事業費  | 追加分 | 12,759 千円 |                    |
| 推奨メニュー①事業費 |     | 600 千円    | <b>計 52,546 千円</b> |

## 倶知安町エネルギー価格高騰対策事業者支援金事業

### 【事業の概要】

エネルギー価格の高騰による影響を受ける町内の事業者の負担を軽減するため、本町に本店を置いている法人または本町に住民登録がある個人事業主が営む事業所に対し一律で支援金を交付する。

### 【目的・効果】

(目的)

エネルギー価格が高騰する中、町内の事業者に対し支援金を交付することにより、その負担を軽減する

(効果)

町内事業者の事業継続の下支え

### 【補助対象者】

- ①町内に本店を置く法人または本町に住民登録がある個人事業主であり、今後も事業を継続する意思があること
- ②以下に該当する者ではないこと
  - ・「性風俗関連特殊営業」、「接客業務委託営業」を行う者
  - ・宗教上の組織若しくは団体又は政治団体
  - ・暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有す者

### 【補助額】

一事業者 一律 30 千円

### 【事業始期・終期】

令和 5 年 7 月～令和 5 年 9 月末まで

### 【成果目標】(定量的指標を設定してください)

町内事業者 900 事業者への補助

### 【予算額】 事業所数約 900 (R3 経済センサス活動活動調査)

- ◆補助金：倶知安町エネルギー価格高騰対策事業者支援金  
27,000 千円 (30 千円×900 件)
- ◆通信運搬費：交付決定送付用 76 千円 (84 円×900 件)
- ◆手数料：振込手数料 90 千円 (100 円×900 件)

合計 27,166 千円

### 【備考】

※一事業者あたり一律で 30 千円の支給とすることで、申請書類・手続きを簡略化する

※現に事業を営んでいることの確認のため、確定申告書類の写しを申し受けることとする  
(開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、法人設立届出書の写し又は開業届の写し)

※予算額は、すべての事業所(約 900)が申請したものとして見込む

## <重点交付金活用事業 推奨事業メニュー⑦> 水道事業電気料金負担軽減事業

### 【事業の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響下において、光熱水費等の高騰に伴う事業費の大幅な増額により、事業の採算が悪化している水道事業会計の電気料金に交付金を充当することで、水道料金を値上げすることなく、町民及び事業者が安全に安心して水道を利用できるよう水道事業の安定した継続を図る。

### 【目的・効果】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響は、生活者はもとより、水道事業においても、電気料金の高騰により採算が悪化している。

町民生活・事業活動を支える水道事業の安定した経営継続のために、交付金を水道施設に係る電気料金高騰費用に充当し、水道料金の値上げをせず、エネルギー・物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者の負担を軽減する。

### 【事業始期・終期】

令和5年4月～令和6年3月まで

### 【交付対象者】

俱知安町水道事業

### 【成果目標】（定量的指標）

利用者の水道料金増額 0円

### 【予算額】

一般会計から水道事業会計（公営企業会計）への操出金

3,664千円

### 【備考】

俱知安町水道事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う燃料費高騰による電気料金の大幅な値上げにより、令和4年4月～令和5年3月の施設動力費が前年比37.6%増加し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っている。

俱知安町水道事業会計に交付金を充当し、事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。

予算額積算根拠

(単位：円)

| 年度          |   | 有収水量<br>(m3) | 営業費用<br>(A)        | 長期前受金<br>戻入 (B)   | 営業外費用     | 総費用<br>(C)  | 電気料金<br>総額 (D) | 割 合 (%) |              |         | 純利益        |
|-------------|---|--------------|--------------------|-------------------|-----------|-------------|----------------|---------|--------------|---------|------------|
|             |   |              |                    |                   |           |             |                | (D)/(A) | (D)/ {A-(B)} | (D)/(C) |            |
| コロナ前        | 元 | 1,980,163    | 274,149,212        | 12,564,396        | 2,071,307 | 276,220,519 | 13,414,196     | 4.89    | <u>5.13</u>  | 4.86    | 91,107,292 |
| コロナ影響<br>始め | 2 | 1,728,575    | 264,343,776        | 9,303,413         | 2,177,223 | 266,520,999 | 11,694,161     | 4.42    | 4.59         | 4.39    | 59,521,014 |
|             | 3 | 1,702,774    | 273,354,413        | 8,451,895         | 7,330,370 | 280,684,783 | 12,925,525     | 4.73    | 4.88         | 4.60    | 16,956,410 |
| 仮決算         | 4 | 1,824,186    | <b>290,987,607</b> | <b>17,527,278</b> | 5,743,802 | 296,731,409 | 17,691,859     | 6.08    | <u>6.47</u>  | 5.96    | 16,502,232 |
|             | 5 | 1,943,276    | 311,070,788        | 8,279,000         | 8,492,910 | 319,563,698 | 17,014,546     | 5.47    | 5.62         | 5.31    | 2,317,754  |

※数字は税抜き

新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年度）と令和４年度（仮決算）の電気料金総額の営業費用（長期前受金戻入見合分控除）に対する割合変動は、  
1.34 ポイント増（値上がり相当分）。影響額を計算すると、

$$\begin{array}{l} \text{営業費用 (A)} \quad \text{長期前受金戻入 (B)} \\ ( \quad 290,987,607 \text{ 円} \quad - \quad 17,527,278 \text{ 円} \quad ) \quad \times \quad 1.34 \quad \div \quad 100 \quad = \quad \boxed{3,664,368 \text{ 円}} \end{array}$$

## <重点交付金活用事業 推奨事業メニュー②> 学校給食費負担軽減事業

### 【事業の概要】

国際情勢等の影響により原材料費が高騰している中、児童生徒の心身の成長に不可欠な学校給食においては、メニューや食材調達のやり繰りを行っているところだが、給食センターや食材納入業者の努力だけでは対応が困難な状況にある。

国の「支援地方交付金」を活用し、物価高騰相当分の賄材料費を増額することで、学校給食費を値上げせず、物価高騰下においても保護者負担を増やすことなく、引き続きこれまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食を提供する。

### 【目的・効果】

物価高騰下においても、保護者負担を増やすことなく、児童生徒の成長に不可欠な学校給食をこれまで通り提供することで、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図る。

### 【対象経費】

物価高騰による賄材料費の増額分を交付対象経費とする。

### 【予算額】

◆賄材料費：物価高騰分

**4, 5 9 3 千円**

- 令和5年度賄材料費当初予算額 78,389千円のうち、物価高騰下に係る負担等軽減として、5,188千円（1,310人分）を計上済み  
（児童生徒 1,160人+学校職員等 150人=1,310人分）

### 【成果目標】（定量的指標）

物価高騰による増額分の賄材料費の保護者負担 0円

#### <物価高騰分に係る積算方法>

※令和5年4月1日現在 児童・生徒数 1,160人

※給食日数 198日

1日当たり提供人数×1食当たり補助価格×給食日数

1,160食×20円×198日=4,593,600円

### 【経過と考え】

令和4年度はコロナ給付金を活用し5,088,000円補助を行った。

補助額を児童・生徒数で割り返すと一人当たり4,386円となり、給食日数198日で割り返すと1食当たり22.15円となる。

以上のことから令和5年度は1食当たり20円程度の給食費の値上げを検討したが、物価高の状況は以前続いており、保護者負担軽減の考えから町の施策として給食費の値上げはせずに賄材料費の高騰分について令和5年度当初予算で計上した。

<参考：令和5年3月公表の北海道消費者物価指数：食品9.0%>